

於彼御厨之由被御付云々吹浦村より為
保しと云々祓祓ありて領主の法被しきき
おとり忌しぬいさる(き)

一祓之一人ト社家二人

日本書紀を見るに仁十代 天武天皇六
年勅天社地社祓祓者三分之一為擬供
神二命給神主云々ぬけなれば祓之亦の儀
地もあはれし記をハ戸の内と知し一祓之
屋敷本社の右の坂及中庭ありて山内の
坊舎氏子の家屋を服下に見る代々祓之

吾位の地よて宝曆二申年と云々家屋係之
姓始ハ舊系後子細ありてを家と稱改聖曆二月後君のためふ没収
せしる子細ハ宝曆二年家屋のしめ宅地の
内さき所を勾配なりに切崩下社家二人兼
て吉田屋の所を配し何と申と申さる配流
へと一山社家配流吾位と地祓之寺支
配地なりといふを家屋後日本記云々を
引流して社家の所地全さる配の支配ありあ
らとといふ役人玉史日記の語を引用する
中を是と一を家屋中を祓と云々刻獄屋